

漢代に於ける家と豪族

宇都宮清吉

序

此の小篇の目的は漢代の「家」と、それが聚合して強大な勢力を地方に形成してゐた「豪族」に就いて分析しその本質を明らかにして見度いと言ふ所にある。然し此の究明を更に根據深くする爲めにはもう一時代溯つて春秋戰國時代のそれに就いて明らかな智識を持つ必要を痛感する。予は不幸にして未だその邊を有しないので此の點はしばらく他日に譲り、専ら漢代のものに就いて拙ない考察を施して見た。又漢代の豪族の本質を明らかにするには、更に一つの別方面からの考察を必要とする。それは漢代社會秩序の唯一原理が政治力にあつたこと、即ち實際に於ける社會統制の行はれ方、及び物の考へ方の凡てが政治的であつた點が「豪族」と言ふ社會的存在と如何なる關係を持つてゐたかと言ふことである。此の點は支那史殊に支那中世史(自後漢末至隋唐)を理解する上に最も重要な點ではないかと思考されるのであるが、これは又他日は非更めて論ずる機會を持ち度い、故に此の小篇に於いては此の方面に觸れることを一時避けざるを得なかつた。讀者諒とせられよ。

漢代に於ける戸又は家は社會に於ける最小の單位であり、道德的、政治的、經濟的諸生活換言すれば社會生活の凡ゆる分野に於ける思惟と行爲の根據は常に家或は戸に求められた。實踐道德の基本を爲す孝行は家の組織を根底として考へられる。政治的秩序の最小の組織をなすものは五家を一組とする伍であり、その上に十家を一組とする什があり、その上には百家を標準とする里がある（註一〇）。縣の大小は戸の多少に依つて標準せられ、萬戸以上の大縣は令を長官とし萬戸未滿の小縣は長を長官とした（註一一）。家又は戸は國家的諸制度の根幹をなす治安、兵役、財政等の基礎となり租税の實際上の負擔者として、其の増減は大に留意せられた。即ち毎年八月に案比を行つて戸口數を調査し（註一二）各々の戸は戸籍に登録せられた。その戸籍は名數又は數と言はれ（註一三）一戸内の人數が明らかにされ、算賦と言ふ人頭税はこれに依つて課され（註一四）、兵役適齡者はこれに依つて明らかに徵集され（註一五）、一郡の治安はこれによつて計畫さるゝ所があつた（註一六）。民は凡て名數に登録さる可きであつたから民のことは又編戸と言はれた（註一七）。戸籍は右の如く大切な役割を持つ者であるから政治の安定の爲めには戸籍の整理が常に心掛けられた（註一八）。戸籍を擅に脱した者は勿論處分せられたであらうが、戸籍の脱亡者であることを知つてこれを雇傭等した者も處分を免れなかつた（註一九）。戸口調査に重要な役割を持つてゐた役人は賦税を收め（註二〇）或は徭役の先後を定め民の貧富を察知し賦税を平均公平にすることを任務とする郷の有秩・嗇夫（註二一）又は郷佐（註二二）の類であつた様である（註二四）。これ等の官吏の任務は戸籍に明

るくなければ遂行出来ぬものでありこの點から考へてもこれらの役人が戸口調査の重要役割を帯びてゐたことが推測される(註一五)。戸即ち家が課税の負擔者であると言ふことは家そのものの經濟的性格からして自然に起ることである。家は經濟的に獨立した共同體である。以下に於いて次第に述べる如く家には普通其れぞれ獨自の財産があり、生産勞務者がある。此の財産と生産勞務によつて家の經濟は運轉せられる。財産の主要なる種類は賃と土地及び奴婢である。賃は貨幣額に依つて算定せられ(註一六)、土地はその廣狹に依つて計測される(註一七)。奴婢が人數によつてかぞへられることは言ふまでもないが手の指數で數へるやり方もあつた(註一八)。家の構成員たる家族は其の財産權の上に多少の差はあつたらしいが大體に於いて尊長の指揮の下に一の經濟團體として活動した(註一九)。此の經濟團體の分裂が一般に別居分財と言はれるもので家族が財産的に獨立して別居するに至る(註二〇)。これは家の誕生を意味する。分財の主目的は家族が經濟的に獨立して互の負擔を軽くする點に存した(註二一)。されば家の誕生は必然に經濟の獨立に伴つて起るのであり、互に經濟的に獨立した家を構成した限り親戚としての徳義的救濟の義務が互に存在した(註二二)とは言へ財産的獨立はどこまでも嚴格であつた(註二三)。家の財産の多少は自ら家の所屬員の社會的地位を決定する作用があり、官吏となるには一定の財産的資格が存した(註三四)。十金の家賃は中流の家の普通の財産であつた(註三五)。五銖錢が標準賃として確立する様になると、家財は主として賃の多寡に依つて計られることになつた。家賃何萬何百萬と言ふ表現は兩漢の史書に多く見えてゐる(註三六)。一金は金一斤でその直萬錢に相當したから、(註三七)中流の家の家賃は凡そ十萬錢と認められてゐたことになる。賃・耕地及び奴婢にはそれ／＼課税された。賃に對する課税は賃算

で服度の言ふ所に依れば萬錢に百二十七を算した（註二八ノ二）。これは漢代の通制であつたのか、それとも服度の時代、後漢末だけのことであつたのか、いつの時の貲税か、はつきりしない。貲税に關する記録は少ないが、たゞ王莽の時に一時三十にして一を税せられ、時にはまた、什の四を税せられたこともあつたらしい（註二八ノ三）。さて應劭は十算は十萬の貲産に對する課税だ（註二九）と言つてゐる。十萬は中流の家の貲であつたから、十算を納入する家は正に中流の家であつたのである。景帝の時に從來十算以上を納入する家即ち中家以上のみが官吏となれたのを四算まで低下した。これは官吏任用の財産上の資格を中流の家よりづゝと引下げたことを意味する（註三〇）。此の後官吏任用に關する財産上の資格に對して何等漢史には記載がないから、漢一代凡そ此の標準が行はれたとすると漢代では随分貧窮の家の出身者も、財産上に於いては官吏になる資格があつたことが判る。

耕地に對しては田租が課せられた。田租は時にや、變更され又は全廢されたことさへあるが大體三十分の一が漢代の田租率であつた（註三二）。三十分の一と言ふ率は豫め一定面積の收穫高を見積り、之を三十分して算定した税額を言ふもので、課税の際は此の額に各家の所有田地の頃畝を乗じたものがその家の田租額となつたと言ふ考説は最も合理的なものと思はれる（註三三）。度田と言ふことは戸口の精査と並んで税制の點から重大な仕事であり度田不實の爲めに（郡の長官以下が嚴罰に處せられた事實がある（註三四）。耕地は不動産であるからして財産を使用消費する必要の生じた時は隨時これを賣却して貨幣に換へられた（註三五）。漢代に於いては貨幣經濟は徹底し貨幣で納入す可き税目も種々あつたから（註三五）財産の寡い者はあらゆるものを以つて貨幣に換へ支辨せんとした（註三六）。土地財産が先づ賣却される

のは當然であつた。且つ土地は營利的には價值が少なかつたが財産保全の爲めには良好なるものとされたから富豪が土地を買収し、所謂兼併の勢を形成するのは自然的傾向であつた(註三七)。贖産が富を表示するに用ひられた如く土地も亦常にその所有額が富を表示するものとして使用されたのは舉例するまでもない。

奴婢税に就いては資料が殆どないが應劭が引く漢律によれば、算賦を普通人の二倍課せられた様である(註三八)。

晁錯は漢代の最も普通の中流の家の典型的なるものを五口の家とし(註三九)、それを基礎として其の社會政策を立論したが、斯る中流の典型的家に於いては「その家族がどんなに働いても百畝以上を耕作することは難かしい」(註四〇)故にこれから推考して、漢代中流の家ではその耕地百畝を越えることは稀であつたと見られる。前に述べた十萬錢の家贖は土地財産に換算すると約百畝に相當する様に思はれる。「鄠鎬の間は土地肥膏にして一畝一金に値する」(註四一)と言はれ又「禹貢の離州に當る地方はその膏なること畝價一金と言はれる」(註四二)。兩方とも大體同じ地方のことを言つたものであるが更に兩漸地方の地價に對しても同じ様な表現がある。即ち堂邑令費鳳の碑文に「祖業良田畝直一金」とあり(註四三)これ等は何れも良田美田を誇賞したもので、恐らくその價格を普通耕地價格の凡十倍の見當で賞美したのではないかと思はれる(註四四)。若し此の見方が許されると、普通の耕地の普通の價格は大體一金の十分の一、即ち千錢位ではなかつたかと考へられる。故に中人一家の贖産十萬錢は耕地にして見れば凡そ百畝の廣さに當り、晁錯が典型的の中農の家の耕地の最大面積と考へた所のものと相符合するのである。

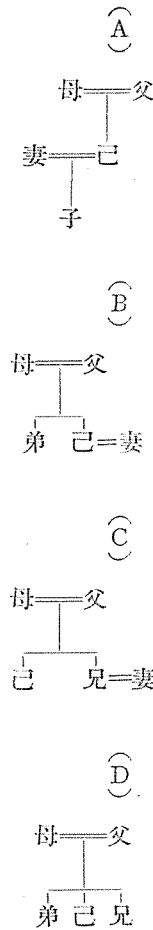
さて中流農家の土地は事實上最大百畝を越えられなかつたが景帝時代に引き下げられた官吏任用の財産資格たる四

算の資を服虔應劭に従つて四萬錢とすれば（註四七）、四算の家に相當する純農家は地價約千錢として四十畝の土地所有者である。これは極めて貧家とす可きであらう。陳平が三十畝の田を有する兄の家に同居して生産を事としない爲めに、嫂の不興を蒙つたのは無理からぬ人情である（註四八）。中流農家たる貢禹が百三十畝の田の内百畝を賣つて三十畝を遺したのは（註四七）、以つて郷里に遺される家族の最低限度の生活の資とする爲めであつたと思はれる。一郷内に於いて各家に分屬する耕地の分配は極めて不平等であつた（註四八）。租穀を運搬するのに大家は牛車で、小家は擔負して運んだと言ふ話があることから考へても、土地所有の不平等振りが想見される（註四九）。貧農の家は自己の耕地だけでは生計をたてることが出来ぬから自ら他家の耕地を耕作する所謂傭作・傭耕・客耕等と呼ばれる者とならなければならぬ。匡衡と言ふ丞相とまで出世した人はその家代々農家であつたが貧乏たつたので傭作して資用を稼いだ（註五〇）。第五訪も名家の族孫であつたが家が貧しかつたので常に傭耕して兄嫂を養ひ（註五一）侯瑾も亦宗人に依つて恒に傭作しつゝ、生活した（註五二）。傭耕と言ひ傭作と言ひ皆他家田土を耕したものであらう。斯る史實は枚擧に遑ない位である。有名な鄭玄も馬融の門を卒へて郷里に歸るや家貧なる爲め東萊に客耕したことが傳へられてゐる（註五三）。これ全く董仲舒、仲長統等の言ふ如く分田無限にして耕地の分配に甚だしい差のあつた爲である（註五三）。地方に於ける斯る實狀が寧成をして陂田千餘頃を貰貸し貧民數千家に假してこれを役使し數年にして數千萬の富を致さしめたものであつた（註五四）。一般に同じ編戸の齊民でありながら財力で他に君臨し、宏莊な邸宅幾千頃の田園、幾千の奴婢、幾萬人の徒附を擁する富豪が地方に跋扈し、一伍長に價ひする官權も無くてさへ千室名邑の王公と同じく無數の貧家を役使す

る状態は漢の初期から變らず續いてゐるのである(註五五)。司馬遷はこれを社會の自然的勢である(註五六)とは考へてゐたが、而も猶ほその極まるところは兼任豪黨の徒が跋扈し郷曲はそれらの者によつて完全に壓服され願使さるゝに至つたことを指摘してゐるのである(註五七)。しかして、二に述べる様な豪族は概してかゝる富豪であつた。

さて鼂錯の所謂五口の家は如何なる家族關係にて成立したであらうか。今漢代の普通の家の概念及び制度、習俗によつて、この五口之家の家族關係をうかゞつて見よう。彼は五口の家では「服役者が二人を下らない」と言ふ。顏師古は「服役者は公事の役に給するものだ」と解した(註五八)。師古に従ふと此の二人の服役者は徭役に従事する年齢者である。而し「服役者」を必ずしも徭役義務者と解する要はなからうと思ふ。農家の耕作に従ふ能力者と解しても文意の上から決して惡るゝことはない。たゞ鼂錯の言つてゐる様な本格的な農耕に従事出来る者が自ら徭役適齡者である場合の多いことは論ずるまでもないことであらう。何となれば漢代の徭役義務は現在學者に究明された限りに於いては、景帝時代までは二十歳頃から開始され、昭帝時代以後は漢代を通じて二十三歳頃から開始されて五十六歳頃までゞ終了した様であるから(註五九)。農耕労働の能力者が自ら一方に於て此の義務を有する年齢者であることは極めて自然的である。かく考へる時、鼂錯の所謂五口の家には徭役労働に略々堪へる位の年齢の者従つて充分なる農耕労働力を持つた者即ち大體二十歳以上五十五六歳位までの男子が二人は存することになる。今此の二人をかりに父子とすれば、他の家族員は母及び妻子或は同産兄弟である。漢代人の普通の常識では父母妻子同産及び其の子達の組合せが、普通に家の概念を構成してゐたが(註六〇)。父が没すれば兄弟は多の場合分財別居したから(註六一)。こゝに、父亡く同産兄弟の

みで五口の家を成す場合は、極めて少なかつたらうと思はれる。故に今二人の農耕能力者を抱擁する、典型的五口之家の家族構成を考へる場合には、まづ漢代普通の家の概念によつて、必ず父母の生存することを條件として考ふ可きである。すると、かる、典型的五口之家では兄弟が極めて少ないことが推測される。今便宜上圖式的方法に依れば



右の四つが五口家族成員の典型として一應取り上げられるが、兄弟は最も多くて三人を出でない。しかも漢代の普通の結婚年齢は男は二十歳、女は十五歳とされた様であり(註六ノ二)、父と共に充分なる耕作力を有する者は概ね二十歳以上の男子とすれば、彼等は最も普通には常に妻帯者である。然る時は右圖中の(D)の場合は典型的五口の家概念からは省かれなければならぬであらう。故に眞の典型的五口の家概念に該當するものは(A)(B)(C)の三場合のみとなり、兄弟は高々二人を出られない。しかも、漢代人の家の概念に一番圓滿に該當してゐるのは(A)の場合に限りられてゐる。これは父一人、子一人、孫一人に過ぎぬ。他は母と妻である。暈錯の所謂五口之家は如何に子孫に乏しかゞ大體了解せられると思ふ。彼は此の概念に於いて最も通常なる生産消費の生活を畫き、且つその限度を測定した。しかしてかゝる家が猶ほ一般社會を支配する經濟現象、歪められた政治力の作用する爲めに、次第にその生活能力を縮少せられ、遂に全生活の根據を失ひ流民化することを説いてゐるのである(註六ノ三)故に家族成員五口の家或はその

れ以下の貧家では非生産的の人口が増加することは一種の脅威であつたに違ひない。それは辛くも調和が保たれてゐる家族經濟の限度を破る要素たるに過ぎないからである。そこで子孫繁殖に對しては消極的積極的に制限が行はれる。暈錯が言つてゐる様に子孫を鬻賣したり(註六三)又は贅子即ち債務奴隸に賣り渡したり(註六四)更に極端になると産兒を殺して了つたりしたのである(註六五)。

つら／＼考ふるに漢代社會はかゝる中流農家或はそれ以下の家々によつてその大部分が占められてゐたであらう。暈錯が五口之家を基礎として農家の問題を論じ、桓譚が中流の家の子弟が高利貸商人の爲めに臣僕の如く役使せられることを嘆ずる時(註六六)それは何れも、滔々たる大多數の中流の家の没落傾向を指摘し、そこから起る多くの社會問題、社會の動搖の姿を改善しようとしてゐるものに他ならぬのである。

所謂五口の家以下はかくの如く家族經濟が豊かでなく、子孫の繁殖も自ら制限さるゝ傾向があつたから、何世代を経ても特別な運命のない限り同族が増加し繁榮することはなかつたであらう。漢の高祖は所謂五口の家に屬する出身である。その家族状態は先に述べた圖式的典型よりは稍々多くて、兄弟は四人であつた。沛には殆ど親戚の無い有様であつたらしい。家の餘り富んでゐなかつた證據は、長兄伯の未亡人の高祖に對する態度、或は呂后が田中で勞働してゐたこと等からも推測される。劉賈・劉澤は漢書では従父兄、従祖昆弟となつてゐるけれども、史記では極めて莫然たる書き方で、高祖との血縁關係ははつきりしない。高祖の軍に従つたのも賈はいつからか不明と言はれ澤は高祖三年頃から現れて來るに過ぎない。劉氏の如きはたとへ何代その郷里にゐてもかくの如く同姓の家は出來ず、家族は代

々分散して郷里には殆ど居ない様である（註六七）。たとへ同姓の者があつても、その血縁關係さへ不明なのは平素郷里に彼等が居らず、互の交渉が極めて淺かつたからであらう。現に高祖自身もその妻子を郷里に置いたまゝではあるが、芒碭と言ふ郷里に近い國境の山澤に亡命し同類の頭となつてゐたのである（註六八）。前漢末の有名な大學者揚雄は世々農業の家であり、田百畝、家産は十金に過ぎぬ典型的中流の農家であつた。元鼎以來蜀郡の郫に住みなしたが五世の間家は一子相傳であつたので蜀郡には雄の宗族に當る様な揚氏は一家もなかつた（註六九）と言はれる。會稽の陽亭、錢塘、上虞の間を代々彷徨し或は農桑に或は商販に従事し、幾分游俠的性格を持つた王充の家は自ら「細族孤門と嘲笑せられた」と言つてゐる様に貧賤の家であり、郷里さへ一定してゐなかつたから、勿論宗族の家等が出来る筈もなかつたであらう（註七〇）。

かやうな同族の少ない家が漢代では王充自序の句の様に細族孤門と言はれ、或は單家（註七一）、單門（註七二）、單寒（註七三）、單微（註七四）、家世微賤（註七五）等と言はれてゐた。王充は細族孤門よりして英俊の出た例として「揚家不通。卓有子雲」と言つてゐる。揚雄の家の如きは、正に細族孤門、單寒の好模型であらう（論衡卷三）（十自紀篇）。彼等は宗族が無く、又原則としてその家が富んでゐることは稀であつたらう。時に單家と言はれつゝ、猶家の富んでゐたことを記されてゐるものもあるが（註七六）これは寧ろ珍らしいことではなかつたかと思ふ。何となれば前にも述べた様に新しい家は別居分財によつて發生する。已にして富あれば次には子孫さへあれば同姓の家は期せずして發生する筈である。富あつて猶且つ單家であるのは、或はその家が揚雄に於ける如く子孫に恵まれず一子相傳たらざるを得ない等と言ふ特別の事情によ

つたものと考へられる。

註

(一) 後漢書(卷三十八)百官志(第二十八)の本註に

「里魁掌一里百家。什主十家。伍主五家。以相檢察。云々。」とある。

(二) 漢書(卷十九上)百官公卿表に

「縣令長皆秦官。掌治其縣。萬戶以上爲令。秩千石至六百石。減萬戶爲長。秩五百石至三百石。云々。」とある。

(三) 程樹德、九朝律考(卷一)八月案比の項。及び加藤繁博士、

算賦に就いての小研究(史料、第四卷六一九頁―六二二頁)、

(四) 漢書(卷八十一)孔光傳に光の父霸が名數を長安に徙した

ことを記してゐる。その師古注に「名戶籍也」と言つてゐる。又漢書(卷百十七)に班況のことを記して「(況)致仕就第

費累千金。徙昌陵。昌陵後罷。大臣名家皆占數于長安」とあり、師古は占數に對して「占度也。自隱廢家之口數而著名籍也」と言つてゐる。名數も數も戶籍である。

(五) 前掲加藤博士論文

(六) 算賦或は口賦口錢等は何も年齢に依つて次第されたから

(宮崎市定氏、古代賦稅制度、史料第十八卷一九〇頁―一九二頁參看)案比の時年齢の調査は嚴重であつたであらう。

兵役も亦年齢によつて服役の時が定められてゐたから、(錢

文字、補漢兵志。漢口重國氏、漢の徵兵適齡に就いて、史

學雜誌第四十六編)案比によつて得られた戶籍の成果は兵役に於ても重大なる據り所となつた筈である。

(七) 漢書(卷七十六)張敞傳に敞が山陽郡守として上奏した文

に「山陽郡戶九萬三千。口五十萬以上。訖計盜賊未得者七十七人。它課諸事亦略如此」とある。戶口の精密によつて不羈

の民を檢察したことが見られる。

(八) 史記(卷百二十九)貨殖列傳に

「萬家之侯百室之君尙猶患貧。而況匹夫編戶之民乎」とあり、又漢書(卷六十七)梅福傳に

「孔氏子孫不寃編戶」とあつてその師古注に「列爲庶人也」とある。何れも民を編戶と言つたもので、これ民は戶籍に編

入されるので編戶と言ふのである。

(九) 漢高祖が天下を一統するや五年夏五月には詔して故郷を

流出して名數を書してない民の整理を命じ、漢書卷一下高祖本紀下)又、後漢書本紀には屢々名數なき流民に爵を賜

ふことが記載されてゐる。爵を賜へばその人は一定の地の戶籍に編入せられたと考へられる。何となれば漢書の功臣

表等に依つても判る様に有爵者は何れも何地の何爵何某と呼ばれてゐるのであるから爵と戶籍とは離る可からざる關係があつたことが明らかであるからである。

(一〇) 漢書(卷十五上)王子侯表の胡執頭侯胥行の條に胥行の子聖が名數を脱亡してゐる者であることを知りながらこれを保として備つたので罪に坐したことが記されてゐる。

(一一) 漢書(卷十九上)に

「鄉有三老。有秩。書夫。游徼。三老掌教化。書夫聽訟。收賦稅。游徼徼循禁賊盜」とある。又後漢書(卷三十八)百官志第二十八本註に

「有秩郡所署。秩百石。掌一鄉人。其鄉小者縣置書夫一人。皆主知民善惡。爲役先後。知民貧富。爲賦多少。平其差品。中略。又有鄉佐屬鄉。主民收賦稅」とある。

(一四) この考へは加藤博士も已に唱へられた所である。(前掲論文六二一頁上段參看。)

(一五) 此推測は馬非百氏も亦爲してゐる所で予はそれに同ずるものである。(食貨半月刊第三卷第三期、秦漢經濟史資料(五)人口及土地二〇頁上段)

(一六) 貨は一に贖と書く。(漢書卷五景帝本紀後二年師古注參看)また家貨(漢書卷七十二。貢萬傳。臣禹年老貧窮。家貨不滿萬錢。云々)貨財(後漢書卷百十二上折像傳。(折)國有貨財二億。家僮八百人)貨産(後漢書卷四十一劉盆子傳。[呂]母家素豐。貨産數百萬。)等とも呼ばれる。

蓄積された貨幣財産を貨と言ふ。田宅奴隸と共に財産の種類をなす。貨が奴隸等とは別な財産であつたことは上掲貨財の文獻の示す所である。貨は田宅と連語してよく田宅費

財(後漢書卷四十六、鄧騭傳。沒入騰等貨財田宅。云々)等と言はれるが田宅と貨財とは明瞭に異つた財産であつた。漢書(卷七十二)貢禹傳に

「臣禹年老貧窮。家贖不滿萬錢。妻子糠豆不贍。襦褐不完。有田百三十畝。陛下過意徵臣。臣賣田百畝。以供車馬。云々。」とあり、田地と貨は異なるものである。又後漢書の折像傳に於ける貨財二億の言ひ方と共に貨は貨幣額で表出される財産であつたことが判明する。漢書の貨殖傳には「計五千萬」とか、「計十千萬」等と言ふ書き方があり、これ又貨が貨幣で計られた證據を示してゐる。貨は此の如く田宅産、奴隸

と異なる財産であつたが、又舟車六畜等の如き家財とも異なる。後漢書(卷百十八)西域傳に「算至舟車貨及六畜」の語がある。これは武帝の時にこれ等のものに課税されるに至つたことを言つた部分なのであるが、貨は舟車や六畜と共に別の項目をなしてゐる。これ等のことから考へて貨が専ら貨幣財産を指す語であつたことが判る。

(一七) 程樹德、漢律考卷一。度田不實の項參看。又吉田虎雄氏、兩漢の田租に就いて(東亞經濟研究二十周年記念號)頁四六四參看。

(一八) 沈家本は漢代の奴婢は財貨と同一視されて贈遺、輸納賞賜に用ひられ、家畜を示し生産力の多少を表はすにはその頭數によつたことを史料を擧げて述べてゐる。(沈寄穆先生遺書刑法分考十五)然し史記(卷百二十九)貨殖傳には牛

千足。羊齒千雙。僮手指千」と言ふ言ひ方があり、集解は漢書音義を引いて

「僮奴婢也。古者無空手游口。皆有作務。作務須手指。故曰手指。以別馬手蹄角也。」と言つてゐる。蓋し雅言となす可きである。

(一九) 此の項、牧野巽氏、漢代に於ける家族の大きさ(漢學會雜誌第三卷三〇頁)

(二〇) 此の項同上三六頁。

(二一) 後漢書(卷百十一)。李充傳に

「李充」家貧。兄弟六人。同食避衣。妻竊謂充曰。今貧居如此。難以久安。妾有私財。願思分異。」とあり、これは同居同財が經濟的に患ふ可き困苦を伴ふので、互の間に財産の獨立を爲さんと企てた話である。同じ卷の繆彤傳にも

「繆彤」少孤兄弟四人皆同財產。及各娶妻。諸婦遂求分異。又數有鬪爭之言。」とあり、同居同財が經濟的に堪へ難き負擔である爲め家庭に紛争が生じ、遂にその分離獨立を希求するに至つたことを記してゐるのである。

(二二) 本稿二九〇頁參看。

(二三) 後漢書(卷百十三)周黨傳に

「周黨太原廣武人。家產千金。少孤。爲宗人所養。而遇之不以理。及長又不還其財。黨語鄉縣訟。主乃歸之。既而散與宗族。云々。」とある家産の繼承者がその家産を自主的に處分し、家族に分散することは出来るが、獨立の他家をなす

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

宗人が拉にこれを領奪することは出来ぬ。繼承者は裁判によつてこれを奪還することが出来るのである。

(二四) 漢書(卷五)景帝本紀。後二年五月

「詔曰。人不患其不知。患其爲詐也。不患其不勇。患其爲暴也。不患其不富。患其亡厭也。其唯廉士寡欲易足。今警算十以上廼得官。廉士算不必衆。有市籍不得官。無費又不得官。朕甚感之。警算四得官。亡令廉士久失職。貪夫長利。」とあり、景帝の時までは貨幣財産税十算以上の者のみが官吏と成れたが、景帝はこれを四算に低下したのである。費算とは服虔の注によれば「警萬錢。算百二十七也。」である。應劭は「十算十萬也」と言ふ。即ち官吏採用の資格が十萬の貨産ある者から四萬の貨産者へ低下されたのである。

(二五) 漢書(卷四)文帝本紀

「贊。中略(文帝)嘗欲作露臺。召匠計之。直百金。上曰。百金中人十家之産也。云々。」とあり、師古は中人を「謂不富不貧」と言つてゐる。

(二六) 富陽市定氏、讀史劄記(史林第二十一卷一二七頁下段) 一一二八頁下段)

(二七) 公羊傳隱公五年の「百金之魚公張之」條下に漢の何休が注して

「百金猶百萬也。古者以金重一斤。若今萬錢矣。」と言つてゐる。王先謙は前掲文紀の贊に此の何注を引いて「百金は金百斤でその直百萬錢である」とした。金一斤が價萬錢に相

第二十四卷 第二號

二九

當することは、漢一代を通じての標準であつたと見ること
は大過なき論斷である。加藤繁博士が言はれてゐる。(唐宋
時代に於ける金銀の研究、頁六四三—四參看)

(二八ノ一) 漢書(卷五)景帝本紀後二年五月詔に對する服虔の
註。

此一算百二十七と言ふ數字は妙な端數である。故に此の數
字には誤りがあるのではないかと疑つた人がある。馬非百
氏がその人で百二十七は當に百二十錢の誤であると言ふ。
(食貨半月刊、第三卷第九期、秦漢經濟史資料七、租稅制度
十六頁) 然しこれは何等有力な證據あつての訂誤ではない
今暫く原本のまゝに従ふ。

(二八ノ二) 漢書(卷九十九下)王莽傳下の天鳳六年の所に

「一切稅天下吏民警。三十取一。云々。」とあり、又同傳中
に馮英の上言を載せて、

「今丹熊懼於自跪期會。調發諸郡兵穀。復警民取其十四。云
々。」とあり。

(二九) 註(二四)參看

(三〇) 註(二四)參看。

(三一) 杜佑、通典卷三。賦稅上參看。又吉田虎雄氏、兩漢の
田租に就いて(東亞經濟研究二十周年記念號)一二五頁參看

(三二) 前引吉田氏論文一一六頁—一一七頁參看。

(三三) 程樹德、九朝律考卷一、度田不實條參看。

(三四) 註(一六)引用貢禹傳文參看。

(三五) 貨算が貨幣納たるは言ふまでもない。その他算賦口賦
口錢等は何れも貨幣によつて納められ、日常生活品の賣買
官吏の俸給の一部は貨幣に依つて行はれ、國費は貨幣によ
つて計測された。(加藤繁博士、唐宋時代に於ける金銀の研
究六三九—六四二頁)

(三六) 漢書(卷二十四上)食貨志上に引かれた暹錯の文に

「賦斂不時。朝令暮改。(王念孫曰、改當作得)於是賣田
宅。鬻子孫以償責矣。」とあり、賦斂は富崎市定氏の言ふ如
く正に田租でなくして算賦口賦の如きを言つたものであら
うが、此處では一般に錢納稅のことを指してゐると思はれ
る。(富崎市定氏、古代賦稅制度上史林第十八卷一九六頁註
⑦參看) 又後漢書(卷四)和帝本紀。永元五年二月丁未詔に
「往者郡國上貧民以衣履釜鬻爲費。而豪右得其饒利。」とあ
り、李賢は

「貧人既計釜鬻。以爲資財。懼於役重多。即賣之。以避科
稅。豪富之家乘賤買故得其饒利。」と言つてゐる。

(三七) 史記(卷二九)貨殖傳に司馬遷は「田農は拙業」と言ひ
又當時の富豪が如何に營利の爲めに力めたかに就いて

「弄法犯姦。而富盡推埋。去就與時俯仰。獲其贏利。以未致
財。用本守之。以武一切。變化有聚。故足衛也」と詠嘆的
口調を以つて記してゐる。「用本守之」とは田土に投資しこ
れを購入して財産を安固にすることである。

(三八) 漢書(卷二)惠帝本紀六年の法に

「應劭曰。漢律。人出一算。算百二十錢。唯賈人與奴婢倍算」とある。但し算賦が時代によつて變動したものであるから、此の奴婢税も亦自ら變動したことは論ずるまでもなからう。(前掲、加藤博士論文參考)

(三九) 牧野巽氏は「漢代に於ける家族の大きさ」(漢學會雜誌 第三卷)なる好論に於いて漢代人口統計の基礎條件の不明瞭なる點を指摘して、該統計から一應得られる一家の平均人口五人と言ふ數字に對して疑問を持たれた。此の疑問は誠に尤で賛成ではあるが一方漢書食貨志上には漢代社會と極めて酷似した社會狀態を記述した李悝の盡地力説が載せられ、その説の根據となつてゐる一家の人口も亦五口である。斯かる學説がその立論の根據を現實社會に存在する最も典型的なるものに求むるのは言ふまでもないことで、同じ食貨志上に引かれた晁錯の立論中の五口も此の點から考へて漢代中農の典型的家族狀態を示すものとして採用された概念で極めて重視しなければならぬ概念である。

(四〇) 漢書(卷二十四上)食貨志上。晁錯の文に曰く、「今農夫五口之家。其服役者。不下二人。其能耕者。不過百畝。」

(四一) 漢書(卷六十五)東方朔傳參看。

(四二) 後漢書(卷百十上)杜篤傳參看。

(四三) 兩浙金石志卷一。漢費氏三碑參看。

(四四) 土地の價は地味により、又地方によつてもとより異つ

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

てゐたであらうから、一概には言はれない。仁井田陞氏が漢代の文書から摘出された所によつても地價は一畝千數百錢から四千數百錢に及ぶものもあつて非常なる差等のあつたことが判る。(仁井田陞氏、漢魏六朝の土地買賣文書。東方學報東京第八冊七七—八頁)然し仁井田氏の示されたものは何れも墓地としての地價と考へられるから、これによつて直ちに普通の耕地の地價を考へることは或は問題かも知れない。予は一畝一金の表現を本文に解した如くうけとつて見度いと思ふ。

(四五) 註(二四)の服虔應劭法に基づいて言ふ。

(四六) 漢書(卷四十)陳平傳に

「陳平」少時家貧。好讀書。治黃帝老子之術。有田三十畝。與兄伯居。伯常耕田。縱平游學。平爲人長大美色。人或謂平。貧何食而肥若是。其嫂疾平之不親家生產曰。亦食糠覆耳。云々」とあり。

(四七) 註(一六)引用貢禹傳の文參看。

(四八) 漢書(卷八十)匡衡傳に

「初衡封僮之樂安鄉。鄉本田提封三千一百頃。南以閭佰爲界。初元元年。郡圖誤以閭佰爲平陵陌。積十餘歲。衡封。臨淮郡遂封眞平陵佰以爲界。多四百頃。至建始元年。郡還定國界。上計簿。更定圖。言丞相府。衡謂所親吏趙殷曰。主簿陸賜故居奏賣。習事曉知國界。署集曹掾。明年治計時。衡問殷國界事。曹欲奈何。殷曰。賜以爲舉計。令郡實之。恐

郡不肯從貸。可令家丞上書。衡曰。顧當得不耳。何至上書。亦不告曹使舉也。聽曹爲之。後賜與屬明舉計曰。案故圖。

樂安鄉南以平陵伯爲界。不足故。而以閭伯爲界。解何。郡

即復以四百頃。付樂安國。衡遣史之儻。收取所還田租千餘

石。入衡家。とある。樂安鄉侯の領戸は漢書（卷十八）外戚

恩澤表によると六百四十七戸となつてゐる。此の戸數は匡

衡の本傳に照合して考ふるに樂安郷の本來の提封に尙四百

頃を加へた地域の戸數とす可きである。即ち三千五百頃の

田地が名數に上せられた戸六百四十七家に分有せられてゐ

たと一應考へられる。これによれば樂安郷の一戸の平均頃

畝は五・四頃強となる。暹錯が言ふ様に（註四〇參看）中

農の最大耕地面積を百畝とすると、これは極めて裕福な家

々を持つた郷であることになる。然し實際は註（四九）の線

な狀態が天下の大勢であつたのだから、平安郷内の總ての

戸が五・四頃平均の耕地を持つてゐた等とは考へられない。

樂安郷には中農が相當あつたとしても猶小數の大土地所有

者と大多數の貧農の存在を想定しなければならぬ。

（四九）漢書（卷五十八）兒寬傳に

「兒寬」遷左內史（中略）定水令。以廣漕田。收租稅。時裁闕
狹。與民相假貸。以故租多不入。後有軍發。左內史以負租
課殿當免。民間當免。皆悉失之。大家牛車。小家擔負。輸
租纒屬不絕。」とあり。左內史は左馮翊のことである。

（五〇）前掲匡衡傳に

「匡衡字稚圭。東海承人也。父世農夫。至衡好學。家貧。庸
作以供費用」とあり。庸作は師古註して

「賣功庸爲人作役而受顧也」と言つてゐる。

（五一）後漢書（卷一百六）第五訪傳に

「第五訪字仲謀。京兆長陵人。司空倫之族孫也。少孤貧。常
傭耕以養兄嫂」とある。

（五二）後漢書（卷一百十下）侯瑾傳に

「侯瑾字子瑜。敦煌人也。少孤貧。依宗人居。性篤學。恒傭
作爲資」とある。

（五三）後漢書（卷六十五）鄭玄傳に

「玄自游學十餘年。乃歸鄉里。家貧客耕東來。」とある。

（五四）拙稿漢代大私有地に於ける小作者と奴隸の問題

（東洋史研究第一卷第一號參看）

（五五）史記（卷一百二十二）酷吏傳に

「寧成穰人也。（集解）徐廣曰。屬南陽（中略）歸家稱曰。
仕不至二千石。買不至千萬。安可比人乎。乃貸貸買田千餘
頃。假貧民役使數千家。（中略）數年致產數千金」とあり。

（五六）後漢書（卷七十八）仲長統傳所載昌言理亂篇に

「漢興以來。相與同爲編戶齊民。而以財力相君長者。世無數
焉。（中略）豪人之室連棟數百。膏田滿野。奴婢千群。徒附
萬頃云々」とあり又續いて

「不爲編戶一伍之長。而有千室名邑之役」とも言つてゐる。

（五六）史記（卷百二十九）貨殖列傳に

「凡編戶之民當相什則卑下之。伯則畏憚之。千期役。萬則僕。物之理」と觀察した。

(五七) 史記(卷三十)平準書に

「當此之時(文景帝時代)綢繆而民富。役財驕溢。或至兼併家黨之徒。以武斷於鄉曲」とあり。索隱は

「鄉曲豪富無官位。而以威勢主斷曲直。故曰武斷也」と言つてゐる。

(五八) 註(四〇)參看。此の疊錯の文の

「服役者不下二人」の句に對して師古は「服事也。給公事之役也」と言つてゐる。

(五九) 精しくは濱口重國氏、漢の徵兵適齡に就いて(史學雜誌第四十六篇第七號)なる卓越せる論文あり。參看す可し。

(六〇) 漢代では一家全誅を族といふ。漢書(卷九十)王溫舒傳に、(溫舒)罪至族自殺。其時兩弟及兩婚家亦各自坐它罪而族。光祿勳徐自爲曰。悲夫夫古有三族。而王溫舒罪至同時而五族乎。」とあり、此五族は、各自の罪で五家族が全誅されたのであり、沈家本は五族とは五家と言ふのと同じだ

(沈寄修先生遺書刑制分考一)としてゐる。蓋し正言である。この例は他にも多いが今は省く。しかして漢代では大逆罪は族に當した。同前卷咸宜傳に「宣下吏。爲大逆當族自殺」とある。(大逆罪については程樹德、九朝律考卷一を見よ)孔光は大逆罪の及ぶ範圍について「孔光議以爲大逆無道。父母妻子同產。無少長皆棄市。欲懲犯法者也」

漢代に於ける家と豪族(宇都宮)

(卷八十一)と言ふ。即ち族は父母妻子同產よりなる家を全誅することである。これによつて考へると、漢代人が普通に家といふ言葉で現はしてゐる概念は、必ず父母妻子同產がその内容として含められてゐたことがわかるのである。このことは更に別の方面からも證明出来るのだが、今は或る事情の爲め割愛しておく。

(六一ノ一) 牧野巽氏、漢代に於ける家族の大きさを。漢學會雜誌第三卷。特に四十七頁の結語第二項。

(六一ノ二) 後漢書(卷百六)任延傳に

「又賭越之民無嫁娶禮法。各因淫好。無適對匹。不識父子之性夫婦之道。延乃移書屬縣。各使男年二十至五十。女年十五至四十。皆以年齒相配。其貧無禮聘。令長吏以下。各省奉祿以賑助之。同時娶者二千餘人。云々」とあり、延の此の風俗改革は中國の普通に行はるゝ習俗に依據したものであるのは多くを論ずるまでもない。とすれば漢代の普通の中家の結婚年齢を男子は二十歳位とすることは左迄受けとれない論ではあるまい。

(六二) 漢書(卷二十四上)食貨志上。

「今農夫五口之家。其服役者不下二人。其能耕者不過百畝。百畝之收不過百石。春耕夏耘。秋穫冬藏。伐薪樵。治官府。給徭役。春不得避風塵。夏不得避暑熱。秋不得避陰雨。冬不得避寒凍。四時之間。亡日休息。又私自送往迎來。弔死問疾。養孤長幼。在其中。勤苦如此。尙復被水旱之災。急

第二十四卷 第二號

三三

卷五十一)の荆燕世家には劉澤はたゞ「諸劉遺屬也」とあるのみで、これも又史記が真相であらう。凡てこれ等のことは、劉氏が郷里に殆ど同姓の宗族を持たず、曾ての血縁も代々分散してゐてその親疏の關係さへ不明となつてゐたことを示すものである。

(六八) 史記(卷八)高祖本紀に

「高祖即自疑亡匿。隱於芒碭山澤巖石之間。呂后與人俱求常得之。云々。」とあり、これは高祖が縣の囚徒を關山へ護送する途中、その囚徒を勝手に解放し、徒中の壯士で手下になることを願つた者のみを率いて郷里の縣境の山中に亡命し、山賊類似の者となつた時のことを言つたものである。

漢書の此條に引かれた應劭注によると「芒は沛國に屬し碭は梁國に屬してゐる」と言ふ。蓋し何れも高祖の郷里に近い邊境の山々であつたのである。

(六九) 漢書(卷八十七上)揚雄傳に

「楚漢之興也。揚氏適江上處巴江州。而揚季官至臨江太守。漢元鼎間避仇。復溯江上處曆山之陽。曰郛。有田一壥。晉灼曰。一壥一百畝。有宅一區。世々以農桑爲業。自季至雄。五世而傳一子。故雄亡宅揚於蜀。(中略)家産不過十金。乏無僮石之儔。晏如也。云々。」とある。

(七〇) 王充、論衡(卷三十)自紀篇に

「王充者會稽上虞人也。字仲任。其先本魏郡元城一姓。孫一幾世嘗從軍有功。封會稽陽亭。一歲倉卒國絕。因家焉。以

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

農桑爲業。(中略)祖父汎學家稽顙。就安會稽。留錢塘縣。以買販爲事。生子二人。長曰蒙少曰誦。誦即充父。祖世任氣。至蒙誦滋甚。故蒙誦在錢塘。勇勢凌人。末復興蒙丁伯等結怨。學家徙上虞。云々。」とあり、又その續きに「充細族孤門或謂之曰。云々。」とある。

(七一) 三國志(卷十五)張既傳引魏略に

「既世單家富。爲人有容儀。少小工書疏。爲郡門下少吏。而家富。自惟門寒。念無自達。云々。」とあり。

(七二) 後漢書(卷百十下)趙壹傳に

「法禁屈撓勢族。恩澤不逮於單門」とあり。

(七三) 後漢書(卷百十下)高彪傳に

「高彪字義方。吳郡無錫人也。家本單寒」とあり。

(七四) 後漢書(卷九十二)陳寔傳に

「陳寔字仲弓。潁川許人也。出於單微。……家貧。云々。」とあり。

(七五) 漢書(卷八十四)翟方進傳に

「翟方進。汝南上蔡人也。家世微賤」とあり。その母は方進の學業の爲めに履を作つて生活の資としたと言ふ。

(七六) 前揚張既傳を參看。

二

牧野巽氏はかつて「漢代に於ける家族の大きさ」と言ふ論文で漢代では分財別居の風が盛んであつたことを豊富に史料に依つて證明された（註一）。兄弟が分財別居すれば此處に血縁關係を有する獨立の家と家の親屬關係が發生する可きである。かゝる親屬關係が宗族である。爾雅の釋親には如何なる者が宗族を構成するかを詳しく記述してある（註二）。これは専ら血縁關係の上から、親屬が互に呼稱する言葉に就いて述べたに過ぎぬのであつて、實際に漢代存した宗族は斯の如き組織を超越した單なる呼稱關係のみのものでないのは勿論である。即ち漢代の宗族は曾ての血縁が別居分財して各自獨立の家を構成し、その獨立した家を媒介として宗族關係の大部分が成立してゐたのである。牧野氏が指摘した様に別居分財の習俗が漢代の普遍的な現象で、根強く行はれてゐたことを承認すれば漢代の宗族關係の大部分が斯るものであつたことは論理上認めざるを得ない事實である。單家、單寒、單微、或は家世微賤等と呼ばれる家々は事實上經濟的に分財別居の能力がなく又家族の成員も自ら制限される傾向があり、且つ分散して郷里に殆ど親戚を留めぬこと漢高祖の一族の如くであつたから、かゝる家の姓氏は何代を経ても一地方に有力なる同姓の宗族が増殖することはなかつた筈である。南陽新野の陰氏は宣帝の頃に神祕の事件があつた爲めに暴かに巨富を築いた。當時の陰氏の主人たりし陰子方はこの有様に意を強くして、我子孫は必ず強大となるであらうと言ひならはしてゐたと傳へられる（註三）。果して三世にして陰識の時には已に宗族賓客千餘人を率いて光武帝兄弟の義軍に參じその大業を翼賛し

た註四。陰子方が自信を得た様に富こそは子孫繁昌の有力な保證であり、一方分財別居の風習と相表裏して一族同姓の強力化、増殖を意味したものである。世々貨殖を以つて著姓となつてゐたと言はれる南陽宛の李通は南陽に兄弟門宗六十四人があつた註五。潁川、河内は漢代何れ劣らぬ豪族の跋扈する地方であつた。然るに漢書地理志は此の兩地方に關して特に財産分割が劇しく、又それに關する紛争の絶え間ないことを指摘してゐる註六。豪族の跋扈が甚だしい地方に特に財産分割の習俗が深酷であること、従つて同姓宗族も増大することが自然の勢であつたと言ふ一聯の聯想は根據の薄いものではなく興味ある問題を提供してゐると考へられるのである。又試みに史記漢書の貨殖列傳を繙いて見よ。そこに列せられる漢代富豪の傳の書き方は著しく他の叢傳と體例を異にしてゐるのを見逃がせないであらう。ここでは富豪の多くが何某と言ふ個人の名によつて記されず、單に卓氏、石氏、如氏、苴氏、孔氏、曹邴(丙)註七氏、任氏、毋鹽氏、栗氏、杜氏、張氏、質氏、濁氏、或は諸田等と言ふ風に姓氏のみを以つて記されてゐるのである。是等の富豪の内たとへば卓氏の如きは他の列傳中では明らかに司馬遷當時の當主の名卓王孫と言ふ者が知られてゐるのに註八、貨殖傳中では一種の體例としてその名に觸れてゐないのである。これは如何なる意味が史家によつて含められてゐるのであらうか。蓋しこれらの富豪は決して單なる一家ではなくして富裕なる同姓が一地方に聚居して豪族を形成してゐた爲めに史家は彼等の貨殖の史實を一姓全體として記述する意があつたのであらう。卓氏の家も又當時の一般的習俗に従つてその財は子女の間に均分せられた註九。卓氏は戰國時代から續いた姓氏であるから註一〇。司馬遷の當時も決して單に一姓一家より成り立つてゐると言ふ如きものでなく、堂々たる素封の豪族を形成してゐた

のであらう。田氏は齊の地方の大族であつた。高祖の時婁敬の上奏に依つて楚の昭氏、屈氏、景氏、懷氏及び七國の苗裔等十萬餘口と共に關中に徙された姓氏である。此の田氏等は關中に徙つても長く大姓族たる實をそなへ（註一〇）、關中の富商大賈は大抵みな諸田と言はれ中にも田鼫、田蘭の二家はその尤異なる者とされた（註一一）。貨殖傳のみならず他の列傳中にも往々姓氏のみを以つて呼ばれる者がある。酷吏傳に濟南閻氏・河内穰氏・南陽寧氏・孔氏・暴氏、涿郡大姓西高氏・東高氏（註一二）があり、游侠傳に濟南閻氏が再出し代諸白、北道姚氏・西道諸杜等がある（註一四）。今その顯著なるもののみを拾つたのであつて兩漢の史籍には數多くその例がある。顏師古は代諸白の下に注して「代郡白姓は一家にあらず故に諸と稱す」（註一五）と言つてゐる。今此の考を更に推し廣めると、たとへ諸の字が無くてたゞ氏のみを以つて記されてゐる場合でも、同様に多くの家より成立してゐる同姓の一族を指すものと考へられる。先に指摘した様に齊田氏は他の大族十萬餘口と共に關中に徙されたが、十萬餘口は勿論田氏のみから成立つてゐると言ふのではないけれども、その尨大なる數字は齊田氏の家數の尨大さを偲ばすには充分の様に思はれる。濟南の閻氏は宗人三百餘家あつたと言ふが（註一六）、一般に漢代では百家は一里を構成するとせられてゐたのに（註一七）一姓にして三百家もあつたならば普通の大きさの里は完全に一姓によつて占められ、時には一郷の何十%かは一姓の家口によつて占められてゐることも稀では無かつたであらう。一體漢代では里と言ふ言葉そのものに血縁團體と言ふ如き觀念が自らにしてふくまれてゐた様である。たとへば里の中に於いて相當の發言權を有すると見られるものに父老と言ふ呼稱が用ひられる（註一八）。又里中の人妻は里母と言はれる（註一九）。かゝる稱呼に含まるゝ血縁的なるものは、里なるものゝ成

立が多分に血縁的要素を持つてゐることを思はずものである。王充は當時傳説されてゐた「秦王が荆軻の住んでゐた一里を夷滅した」と言ふ説話を合理的に解して「秦王は或は荆軻の九族を誅したのであらう。九族は衆多で同里して居る。若し九族を誅するとなれば一里すらも殲滅するに至るであらう。そこで好事家が秦王は軻の一里を全滅せしめたと言ふ風に大袈裟に傳へたものである。」〔註二〇〕と言つた。王充の考に依れば一里中の家々は必ずしも九族の一類のみによつて全然占據されてゐるわけではないが、九族となればその家口は自然尠大となるから一里の大部分は九族に依つて占められてゐる、と見なければならぬと言ふことになる。漢代の豪族の定着してゐる郷里は往々にして斯様に同姓一族によつてその大部が占據されてゐたであらう。岡崎文夫博士も「宗族と郷黨は對立概念ではなく、郷黨は宗族を含み九族は同時に州里を構成してゐる」と考へて差支へないとされてゐる〔註二一〕。

今先に述べた様な單家單門等と言ふ風に表現される家々に對して、此の種の大宗族を便宜上「豪族」と言ふ語を以つて表はすことにしやう。漢代では斯る豪族はいろ／＼の呼稱で呼ばれた。豪姓〔註二二〕・豪族〔註二三〕・豪右〔註二四〕・豪宗〔註二五〕・豪〔註二六〕・大姓〔註二七〕・大族〔註二八〕・著姓〔註二九〕・族姓〔註三〇〕等はその主なるものであるが、他に特に後漢になつて多くなる言葉に、その宗族が代々官吏を輩出したことを表はす家世名族、家世衣冠族、世爲二千石等と言ふのがある。これは後漢書には枚擧に遑なく出て來る。豪民〔人〕〔註三一〕又は豪傑・兼併之家〔註三二〕等言ふ言ひ方も率爾として讀めば恰も個人又は單一の家の如き印象をうけるけれども、多くの場合に斯く受取ることとは非歴史的理解と言はざるを得ない様である。たとへば董仲舒の豪民・仲長統の豪人の如きを分財別居の社會的風習と表裏して理解する時は

少くも多の場合に眞に斯る個人又は家が單一に存在すると考へることは非歴史的ではないだらうか。

豪族は上述した様に非常に多くの同姓の人口から成立してゐるが、一方に彼等は分財別居の習俗によつて族内は多くの家々に分かれ、従つて同一族内に於ける家々の經濟狀態は千差萬別であつた筈で富めるあれば貧なるもあり、幸福なる家庭もあれば不幸なる家庭もふくまれてゐた。第五氏は齊田氏の一族で、關中に徙つた姓氏である。故に豪族と見る可きであるが（註三三）、有名な第五倫の族孫訪は孤貧で傭耕して兄嫂を養つた（註三四）と言はれ、劉梁は宗室の子孫であつたがやはり少にして孤貧、賣書して生活の資を得てゐた（註三五）、一般に宗族の内貧窮なる家に對して散施することは美德とされ、「家財を以つて九族邑里の貧者を賑郎した」（註三六）とか「宗親九族に散與して自家には餘財がなかつた」（註三七）等と言ふ記載が多く存し、潁川の大族荀氏に於ては荀淑が産業の増殖する毎に宗族知友を贖はしたがその孫悅の時には家貧にして書物さへない有様となつてゐた（註三八）。自己の一家經營にのみ汲々として宗族郷黨を顧みない者は介なりとして譏られた（註三九）。凡てこれらのことは豪族の内部に於ける家々に、相當多くの貧困者が發生してゐることを示すものであるが、而も同族の内部に於てこれを德義上から互に救恤しなければならぬことが、不文律とまでなつてゐたことも亦理解さるゝのである。然れども猶ほ富は家族生活の尤も重要な根據であつたから、家長が餘り自家の經濟を省みずして宗族郷黨に散施し貧窮を招來する恐れある時は、その禍を直接受く可き子孫達或は子孫の爲を思ふ他人はこれを拘制する舉に出でざるを得なかつたのである（註四〇）。

分財別居は先に述べた様に同姓宗族増大の有力な根據であつたが、而し如何に巨富なるにもせよ一定量の財富がそ

のまゝ子孫の家々に代々分割さるに於いては富の方は次第に貧弱化せざるを得ず、同姓宗族内に於ける家々の富にも自ら他の救恤を受けざるを得ないものも發生して來るのは論理上當然であらう。こゝに豪族の各々の家々がその富を維持し、或は益々増進せしめやうとする行動の自ら生ぜざるを得ない必然性があり(註四二)、こゝに鮑宣が所謂民の七亡の一、豪強大姓蠶食厭くなき(註四三)行爲が存在する根據があり、逆に又六條の詔書の第一條に所謂強宗豪右の田宅所有が程度を超えたり、強を以つて弱を凌ぎ、衆を以つて寡を壓迫する行爲(註四三)によつて生ずる弊害をどうしても彈壓せねばならない理由が存するのである。豪族大姓はその必然的衝動として、常に小民を侵住し、兼併を行ひ、灌漑の如き公共事業の利益を獨占せんとした(註四四)。司馬遷が兼併豪黨の徒が郷曲に武斷する(註四五)と言つたのは斯くの如き事實を指したものである。豪族はこれらの行爲を敢行する場合「強を以つて弱を凌ぎ、衆を以つて寡を壓迫する」と言ふやり方を探つた。豪族の全體としての力は族居して多數の同姓の家が同一郷里に存する所にある。豪族の家には多數の賓客が聚つて居り、同族が團體として行動する時は常に此の賓客も共に行動し協力した。宗族賓客何千人と言ふ表現は兩漢史書に多く見えてゐる所である。彼等は平素豪族に依附して豪横爲さざる無い者である。賓客と言ふ一種の取巻き連中の横暴も亦兩漢史書の數限り無く傳へる所である。狄の田氏は齊の田氏の一族でその兄弟宗族は皆豪傑の資格があり、その一族は豪族として多くの賓客が依附してゐた。後に高祖は此の内の田横の決死の客五百人が海中の島に存するのを大に恐れ、使をして之を召さしめた所、客達は横已に亡きを知つて皆自殺したので高祖は大に感嘆した(註四六)と言ふ話がある。賓客が豪族の家々に結ぶことは極めて固きものがあつた。富を生産し富の表

示物でもあつた（註四六ノ三）。奴隸も亦戰亂等の場合の如く宗族が團體として行爲する時、その一團の有力なる戦力となつたであらう。後漢末の争亂の時、任峻は宗族賓客家兵數百人を率いて曹操に従はんとした（註四七）。此の家兵は宗族でもなく賓客でもない一種の私兵であるが、後漢書の朱儁傳には李賢が家兵に誅して僮僕の類である（註四八）と言つてゐる。或は然るかと思はれる。豪族に率いられる私兵の一種に部曲と言ふものがある。これは後漢末から次第に盛行する様になり戰爭のない時は主家の田農に従つた（註四九）。郷里を同じくする豪族の家々がそれらゝかゝる有力なる方を宗族としての團體行動に用ふる時、その威力の恐る可きこと論ずるまでもないであらう。婁敬が諸大族を關中に徙したのはこれらの豪族が地方に蟠居しない様にしその内部に抱擁せらるゝ絶大なる勢力を中央の司配下に置きこれを利用せんとしたことに理由がある（註五〇）。武帝の時には一般に強宗大族は族居することが許されぬことゝなつたらしい（註五一）。「族居」即ち強にして衆なる所以であつたのである。彼等は族の内部に於いては前述の様に、徳義的に家々相救恤する義務が不文律的に成立してゐるが族の外部に對しては、或は豪族間の婚姻を通じて（註五二）或は豪族間の武力的同盟（註五三）を通じて相互的に利害を守る外、貧弱なる單家、單門の徒に對しては相共に極めて排斥的態度を採つた（註五四）。而してこれらの凡ての活動に於いて豪族大姓には常に、それを主として領導する中心的人物又は家が存した。同族はそれを中心として團體的に行動した。趙廣漢が潁川の太守として赴任した時潁川には大姓原〔氏〕、翟〔氏〕の宗族が横行してゐた。廣漢は赴任數月にしてその首惡を誅滅したと言はれる（註五五）。多くの家より成る宗族全體を誅滅することは勿論大變であるから、その首惡のみを誅したものである。濟南の閻氏は游俠の巢窟をなした（註五六）、これも

その宗人は三百餘家に及んだと言はれるが鄧都が太守として赴任するや又その首惡を誅した(註五七)。史記には閻氏首惡を族滅した(註五八)とあるが、族滅は前にも言つた様に一家を全滅せしめる刑罰である(註五九)から決して閻氏の全宗族を滅したものでなく、首惡の家を全滅せしめて他の宗人をしてその據所を失はしめたものであらう。南陽の湖陽の郷里の著姓たりし樊氏は重宇君雲の時代に於いて特に貨殖に意を用ひ、蓄積せられた巨富は宗族郷閭の賑贍に用ひられた。その子宏の時王莽の亂の爲めに、郷里又騒然たらんとしたから宏は宗家親屬と壘を設けて郷里を守り、老弱これに歸する者千餘家に及んだ(註六〇)。これは寧ろ消極的に樊氏父子がその宗族の首長として平時は宗族を賑恤し、戦時は軍將として宗族を率ゐたものであるが、鉅鹿宋子の大姓耿純はその從昆弟所宿植を始め宗族賓客二千餘人を率ゐて世祖の軍に従つた。此の時彼は實に舉族從軍したので、その中には老人や病人まで含められ、彼は彼等宗人が猶ほ故郷を慕つて二心あらんことを恐れ、故郷の廬舎に火を放つて燒却してしまつた(註六一)。これは棄身な非常に積極的な宗族行動であるが耿純はかゝる宗族行動を自ら主領として導いたのである。閻氏の首惡や潁川の原氏褚氏の首惡は如何なる行動の首領であつたのか具體的にははつきりしないが、潁川の灌氏が灌夫と言ふ豪滑の人物を指導者として宗族賓客とともに權利を漁つたのは灌夫が、灌氏一族の經濟的活動を領導した事實を言ふものである。潁川の民は灌氏の横暴を憎んで「潁水の清んでる内こそ灌氏も安寧だらう。潁水が濁る時があつて兎よその時こそ灌氏が族滅せられるのだ」と言つた。後に諸灌氏支屬は皆丞相田蚡の吏に捕縛せられ棄市罪を課せられることになつたので彼等は相次いで亡匿し、夫自身はその家屬と共に「族」されてしまつた(註六二)。所謂首惡としての誅罰をうけたものである。

かやうに豪族は常時非常時を問はず、各種の行動に於いて族中の有力者の領導の下に有效な活動をなしたのである。前に述べた豪民(人)・豪傑、或は兼併の家等言ふ個人或は單一の家の如き感を與へる記述はかゝる豪族の主領的なる人物又はその一家を指して言つたものであると解す可きではないかと思ふ。

これらの豪族は何れも長い歴史を持ち、長い間に一定の土地に築き上げられた氏族の勢力は根底の深いもので仲々抜き難いものであつた。彼等の族的勢力が如何に根底の深いものであるかを伺ふに足る興味ある説話がある。即ち元來天水郡は豪族跋扈の地として有名であるが(註六三)此の地は後漢明帝の時漢陽郡と改められた(註六四)。龐參と言ふ人が漢陽郡の太守となつた時郡人に任棠と言ふ者あり、奇節あつて隱居して教授に從つてゐたが參が赴任匆々棠の所に到ると棠はものを言はず、たゞ大きな一本の薤と一盃の水を家の屏の前に置き、自らは孫兒を抱いて戸下に伏した。

従者の主薄は棠を留放な男だとけなしたが、參は別に考ふる所あり暫らくすると棠曰く「これは太守殿に曉らせ度い事があつての仕儀である。水は清め度いと言ふことを示す。一本の大きな薤を引抜いて來たのは強宗を擊破し度いと云ふ意味である。兒を抱いてゐるのは閉門恤孤の意志である」と。そこで參は大いに曉り善政を布き強宗を抑へ貧弱を助けたと言ふ(註六五)。任棠が薤の一大本を以つて強宗を撃つことを寓意したのは興味あることである。薤はラツキヨウである。その字は韭に从つてゐる。韭はニラで一度種すると久しく生えてゐる叢生の植物である。薤と韭は似たものとされる(註六六)。任棠は地方土着の豪族を久しく族生する薤にたとへ、その一大本を抜いたことによつて、恐らく豪族の所謂首惡を撃つことをまで寓意したものであらう。任棠自身はやはり天水の豪族の一人である(註六七)。豪族

の一人にして猶ほ豪族に對してかゝる超越的見解を持つる者のあつたこと、これこそは漢の社會の秩序原理たる政治方の深い顯れである。このことに關しては別に論ずる機會を持ち度い。今はたゞ任棠の言説と彼の出自との間に存する社會的矛盾に就いて指摘するに止める(註六八)。

漢代の豪族は何れの地方にもそれ／＼分布してゐたのであるが、殊に史上有名な地方は三輔・天水・蜀・太原・上黨・河内・潁川・南陽・趙・魏・太行等であらう(註六九)。此の他各地の豪族の跋扈に至つては列舉の煩にたえぬ。兩漢史に幾分纏まつた記述のあるものゝみを指摘すれば大體上の如きものである。太原以下の各地は所謂關東の地に屬するもので、關東に特に豪族の繁榮したことは、此の地方が早くから經濟的に充分開發されてゐたからである(註七〇)。これら地方に分布する豪族の勢力と言ふものは決して一時的のものでなく、何れも長い傳統と歴史を持つてゐるのである。顏師古は婁敬傳の注に於いて「今でも高陵・櫟陽には諸田氏、華陰好時には諸景氏、三輔には諸屈諸懷が多く居る。これは婁敬時代に遷されたものゝ子孫である」(註七一)と言つてゐるが、一度豪族として成立したものは通例長くその地方に勢力を有して繁殖した。楊聯陞氏は漢代豪族には數百年衰へぬものありと言つて京兆杜陵の廉氏、會稽吳興の陸氏、涿郡の崔氏等の例を擧げてゐるが(註七二)、斯る例はもつと多く漢史の内に見出すことが出来る。今は蛇足を加ふるを止めておく。楊君は魏晉の大姓研究には晉の常璩の著した華陽國志を見なければならぬと言はれるが(註七三)誠にもその通りで、此の書物には興味ある材料が多く含まれてゐる。その一つは晉代の巴蜀漢中の地方に成立してゐた所謂大姓は殆ど兩漢時代に於いて已にその形態を整へかけてゐた様に思はれることである。即ち華陽國志卷十先

賢士女總讚^{上中下}及び卷十一後賢志の兩卷中に見ゆる名士烈女の姓氏は、巴志・漢中志・蜀志・南中志（卷一）に志せられた各郡縣の條下に附記せらるゝ、大姓の姓氏に屬する者が多い。就中先賢士女總讚は兩漢劉蜀の名士を記載した部分であるが、その姓氏が大部分晋代に成立してゐた大姓の姓氏に屬してゐるのを發見する。今その一例を示す爲めに蜀郡の例を表として掲げる。

漢代蜀郡大姓表			
縣名	晋代大姓	兩漢名士	時代
成都縣	柳氏	柳宗	後漢
	杜氏		
	張氏	張寬	前漢
		張翹	後漢
		張楷(翹子)	同
		張光超(楷弟)	同
		張陵(楷子)	同
	趙氏	趙定	後漢
		趙戒(定子)	同
		趙典(戒子)	同
		趙譚(戒孫)	同
		趙溫(譚弟)	同
	郭氏		
	楊氏	楊由	後漢
		楊班	同
楊竦		同	
楊終		同	
郫縣	何氏	何翹	前漢
		何武(翹弟)	同
		何顯(武弟)	同
		何英	後漢
		何汝	同
	羅氏	羅衡	後漢
郭氏			
繁縣	三張		
江原縣	東方		
	常氏	常洽	後漢
常翻		同	
臨邛縣	陳氏	陳立	前漢
	劉氏		
廣都縣	朱氏	朱普	後漢

而してこのことはとりもなほさず、晋代に於いて成立してゐた此の地方の大姓は、已に兩漢時代に於いて充分にその形態を示現しつゝあつたことを證明するのであると思考せらるゝのである。予は會つて史姓韻編を見ると、六朝の有名な土着豪族は概ねその族に屬する祖先達の中の誰かを漢代まで溯つて見出すことが出来ると言つた（註七四）。又姓

氏と地方との間には豪族が郷曲に武斷する關係から生ずる緊密な歴史的關係があることを指摘し、六朝の豪族とは斯る歴史的なる觀念を包含するものであると言つた(註七五)。今上掲した蜀郡大姓の一例によつても地方の大姓豪族が如何に傳統的な歴史的な存在であるか、判明するのである。

註

(一) 漢學會雜誌第三卷

(二) 十三經註疏本爾雅釋親第四、宗族の項

(三) 後漢書(卷六十二)陰識傳に

「陰識字大伯。南陽新野人也」とあり、又その弟輿の傳の終りに

「初陰氏世奉管仲之祀。謂爲相君。宣帝時陰子方者至孝有仁恩。臘日晨炊。而竈神形見。子方再拜受慶。家有黃羊。因以祀之。自是已後暴至互富。田有七百餘頃。輿馬僕隸。比於邦君。子方常言。我子孫驅大。至識三世而遂繁昌。故後常以臘日記竈。而薦黃羊焉」とある。

(四) 同前傳に、

「及劉伯升起義兵。讖時游學長安。聞之委業而歸。率子弟宗族賓客千餘人。往詣伯升。(中略)。建武元年光武(中略)。徵識。識隨貴人(陰后)至。以爲騎都尉。更封陰鄉侯。」とあり。

(五) 後漢書(卷四十五)李通傳に

「李通字次元。南陽宛人也。世以貨殖著姓。(中略)(王莽)誅通兄弟門宗六十四人。皆發屍宛市。云々。」とあり。

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

(六) 前漢時代の河内郡は義縱や王温舒等と言ふ酷吏によつて劇烈に案治されたことがあり(漢書卷九十、義縱、王温舒傳)義縱はその豪族穰氏等を族滅し王温舒は郡中豪猾の家

千餘家を連坐せしめ流血十餘里に至る大獄を起した。漢書(卷二十八下)地理志下には

「河内之地」康叔之風既歇。而紂之化猶存。故俗剛彊。多豪傑侵奪。薄恩禮。好生分」とあり、潁師古は生分を釋して

「謂父母在。而昆弟不同財產。」と言つてある。此處に所謂豪傑とは當に豪族のことを言ふと解す可きである。註(三二)參看。潁川も亦豪族跋扈の地であつた。漢書(卷七十六)韓延壽傳に

「潁川多豪強難治。國家常爲選良二千石。」とあるはそれであり、趙廣漢は法治主義を發揮して此の地の豪族を大いに糾察した。(同上卷趙廣漢傳)漢書(卷二十八下)地理志下には此の地の風俗を述べて

「潁川韓鄒。士有申子韓非刻害餘烈。高仕宦。好文法。民貪違爭訟。生分爲失」と言ひ又黃霸、韓延壽の徒が民風を改良し

第二十四卷 第二號 四七

たことを傳へて

〔穎川好爭訟分異。黃韓化以篤厚。〕と言つてゐる。

(七) 曹邴氏は漢書では丙氏に作つてゐる。

(八) 史記(卷百十七)司馬相如傳に

「臨邛中多富人。而卓王孫家僮八百人」とあり。

(九) 同前傳に

「卓王孫喟然而歎。自以得使女尙司馬長卿。而厚分與其女財。與男等同。」とあり。

(一〇) 史記(卷百二十九)貨殖傳に

「蜀卓氏之先。趙人也。用鉞治富。秦破趙。遷卓氏。云々」とあり。

(一一) 漢書(卷一下)高祖本紀下に、

「九年十一月。徙齊楚大族昭氏屈氏景氏懷氏田氏五姓關中。與利田宅。」とあり、又史記(卷九十九)劉敬傳に

「臣願陛下徙齊諸田。楚屈昭景。燕趙韓魏後及家傑名家。居關中。無事可以備胡。諸侯有變。亦是率以東伐。此疆本弱宋之術也。上曰善。遂使劉敬徙所言關中十餘萬口。」とあり。

漢書(表敬傳卷四十三)には顏師古が註を加へて

「今高陵樸陽諸田。華陰好時諸景及三輔諸屈諸懷尙多。皆此時所徙」とあり。

(一二) 史記(卷百二十九)貨殖列傳に

「關中富商大賈大抵盡諸田。田膏田闢章家粟氏安陵杜杜氏亦巨萬。此其章尤異者也。」とあり。

(一三) 漢書(卷九十)酷吏傳中郭都傳に

「濟南閻氏宗人三百餘家云々」とあり。義縱傳に義縱が河南の太守として赴任した時のこと

「至則族滅其豪。魏氏之屬」とあり、南陽の霍氏は寧成の一族である。義縱は孔(氏)暴(氏)二氏を奔亡せしめ霍氏を接じてその家を破砕したと言ふ。孔暴は史記(卷百二十二)の傳の集解に徐廣を引いて「孔暴二姓大族」とある様に恐らく霍氏と並ぶ豪族であつたらう。嚴延年傳には

「涿郡大姓西高氏。東高氏。自郡吏以下皆畏避之。莫敢與牾。

咸曰。寧負二千石。無負豪大家。賓客放爲盜賊。獲輒入高氏。吏不敢追。浸浸日多。道路張弓拔刀。然後敢行。其亂如此。」とあり。師古は「兩高氏各以所居東西爲號者。」と言ふ。高

氏の二大群聚を言ふものであらう。

(一四) 漢書(卷九十二)游侠傳中劇孟傳に

「是時(景帝時代)濟南閻氏。陳周庸亦以豪聞。景帝聞之。使使盡誅此屬。其代諸白。梁韓。毋薛。陽翟薛況。中家鬻紛紛復出焉。」とあり郡解傳に

「至若北道姚氏。西道諸社。南道仇京東道佗羽公子。南陽趙調之徒。盜跖而居民間者耳。云々」とあり。

(一五) 前引劇孟傳參看

「師古曰。代郡白姓非一家也。故稱諸焉」とあり。

(一六) 註(一三)參看。

(一七) (一)の註(一)參看

(一八) 父老は單に地方の有力者と言ふ程の廣い意味に用ひられる時もあるが、里中の顔役が又父老と呼ばれた。漢書(卷七十一) 于定國傳に

「始定國父子公。其閭門壞。父老共治之。子公謂曰。少高大門閭。令容駟馬高蓋車。我治獄多陰德。未嘗有所寬。子孫必有與者。云云。」とあり、閭門は里の門である。父老は里中の事務に關與しこれを處理する者である。故に里中の事務に對しては相當の發言權あり、漢書(卷四十) 陳平傳に

「里中社。平爲宰。分肉甚均。里父老曰。善陳孺子之爲宰。」とあり、社宰となつて、やかましやの一言居士である父老等を納得せしめるには骨が折れたことであらう。

(一九) 漢書(卷四十五) 副通傳に

「臣之里婦。與里之諸母相善也。里婦夜亡肉。姑以爲盜。怒而逐之。婦晨去。過所善諸母。語以事而謝之。里母曰。女安行。我今令而家追女矣。云々。」とあり、里の諸母、里母は里婦と同じ意味で親愛の意をふくむと共に、父老と相對して起原的には里の血縁性を暗示する語とす可きであらう。

(二〇) 王充、論衡(卷七) 語增篇。

(二一) 岡崎文夫博士、魏晉南北朝通史、四二六頁—四二七頁

(二二) 後漢書(卷九十七) 范康傳

「范康、遷太山太守。郡内多豪姓。多不法。康至。奮威怒。施設令。莫有干犯者。先所請奪人田宅。皆還還之。」

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

(二三) 後漢書(卷八十六) 王翼傳

「王翼字伯宗。山陽高平人也。世爲豪族。」

(二四) 後漢書(卷百十二上) 許楊傳

「初豪右大姓。因緣毆役。競欲爭較在所。楊一無聽。」

(二五) 後漢書(卷六十一) 廉范傳

「漢興以來廉氏豪宗。云々。」

(二六) 漢書(卷九十) 酷吏傳中義縱傳

「義縱遷爲河內都尉。至則族滅其豪穰氏之屬。云々。」

(二七) 註(二四) 參看。

(二八) 漢書(卷七十七) 鄭崇傳

「鄭崇字子游。本高密大族。」

(二九) 後漢書(卷四十五) 李通傳

「李通世以貨殖著姓。(中略) 居家富逸。爲閭閻雄。(中略) 王莽誅通兄弟門宗六十四人。」

(三〇) 後漢書(卷六十) 張堪傳

「張堪字君游。南陽宛人也。爲郡族姓。」

(三一) 後漢書(卷七十九) 仲長統傳に豪人の語があるが此の人は恐らく唐代に唐の太宗の諱を避けた名殘りで、本來は豪

民と書かれたであらう。漢書(卷二十四上) 食貨志上に董仲舒の文あり、それに貧者亡立推之地。(中略) 或耕豪民之田。見稅什五。とあり。此の豪民に使役せらるゝ貧者は漢書(卷九十) 酷吏傳中齊成傳に齊成が「仕不至二千石。買不至千萬。安可比人乎」と言つて遂に

第二十四卷 第二號

四九

「趙貨武陂田千餘頃。假貧民。役使數千家。(中略)。致產數千萬。」したとある貧民の類で、奪成の如きが正に豪民であらう。彼が單一なる一家でなく、實は南陽の穠の豪族であつたことは、彼が罪を恐れて出關の證を詐割し、郷里に逃歸するも數年赦に會ふまで役人の逮捕を受けなかつた豪横振りや、義縱が孔(氏)泰(氏)等と言ふ大族(史記酷吏傳の集解の註)と共に犇氏を按じてその家を破碎したと言ふ記事から推測される。奪成は穠の宗族群の庇護にかくれてその豪民振りを發揮したものであらう。

(三二) 豪傑と言ふ語はいろ／＼に用ひられるが社會經濟的の意味に於いては、豪民と同じものである。漢書(卷八十九)黃霸傳に「以豪傑役使徙雲陵」とあり、顏師古は注して「身為豪傑而役使郷里人也」とある。黃霸は財貨を納れて官吏となつた富人であり、此の役使は奪成傳に所謂「假貧民役使數千家」に當るもので、豪傑が廣大なる經濟的經營者たることを意味してゐる。豪傑は多くの場合、兼併の家と連言されて豪傑兼併之家と言はれる。これも多くの場合は單一の個人や家でなく、その背後に強大なる宗族の一團があつたことと思はれる。

(三三) 後漢書(卷七十一)第五倫傳に

「第五倫字伯魚。京兆長陵人也。其先齊諸田。諸田徙關陵者多。故以次第爲氏。倫少介然有義行。王莽末盜賊起。宗族閭里爭往附之。倫乃依險固築營壁。有賊輒奮勵其衆。引疆

持滿。以拒之。」とあり、豪族たるの姿態を伺ふに足る。

(三四) 更に同書(卷百六)の第五訪傳を見ると

「第五訪字仲謀。京兆長陵人。司空倫之族孫也。少孤貧。常儲耕以養兄嫂」とあり。

(三五) 後漢書(卷百十下)劉梁傳に

「劉梁字曼山。一名峯。東平密陽人也。梁宗室子孫。而少孤貧。賣書於市以自資。」とあり。

(三六) 後漢書(卷百六)董恢傳に

「董恢字漢宗。琅邪姑幕人也。父仲玉遭世凶荒。傾家賑卹。九族郷里。賴全者以百數。」とあり。

(三七) 後漢書(卷五十六)韋彪傳に

「彪清儉好施。祿賜分與宗族。家無餘財。」とあり。此の類の記述は極めて多い。猶韋氏は著名な豪族であり、扶風平陵には賢の子孫、京兆杜陵には賢の子玄成の子孫が有つた。(漢書卷七十三章賢傳、及後漢書五十六章韋傳參看)

(三八) 後漢書(卷九十二)荀淑傳に

「荀淑字季和。潁川潁陰人也。荀卿十一世孫。(中略)。出補朗陵侯相。莅事明理。稱爲神君。頃之弄官歸。閑居養志。產業每增。輒以贍宗族知友。」とあるがその孫荀悅の傳(同卷)には

「家貧無書。每之人間所見篇籍。一覽多能誦記。」とある。

(三九) 後漢書(卷七十三)朱暉傳に

「自臨淮。屏居野澤。布衣蔬食。不與邑里通。郷黨譏其介。

建初中南陽大飢。米石千餘。暉盡散其家資、以分宗里故舊之貧贏者。鄉族皆歸焉。」とある。暉は自己の「家」を守ることを常に深刻に考へ、本傳に引かれた華瞻の後漢書には「暉年五十。失妻。昆弟欲爲繼室。暉歎曰。時俗希不以後妻敗家者。遂不復娶也」と言はれてある。然し家に相當の資財ありながら宗族を顧みず自己の家にのみ閉じこもること、は宗族郷里の非難に値したのである。

(四〇) 漢書(卷七十二)疏廣傳に

「廣既歸鄉里。日令家共具設酒食。諸族人故舊賓客。與相娛樂。數問其家金餘尙有幾所。趣賣以共具。居歲餘。廣子孫竊謂其昆弟老人廣所愛信者。曰子孫幾及君時。願立產業基陟。今日飲食費且盡。宜從丈人所勸說君買田宅。云々。」
とあり。又後漢書(卷百十二上)折像傳に折氏は廣漢維の人であつたが折像の父の國は財富あり、

「國有貨財二億。家僮八百人。像幼有仁心。不殺昆蟲。不折萌芽。能通京氏易。好賣老言。及國卒。感多賊厚亡之義。乃散金帛資產。周施親疎。或諫像曰。君三男兩女。孫息盈前。當增益產業。何爲坐自單竭乎。云々。」と言はれてゐるのは何れもこれを示してゐるであらう。折氏も豪族であつたことは彼が亡日を知りて賓客九族を召いて飲食辭決した話から想像される。

(四一) 前掲折像傳の像を諫めた人の、極めて普通の常識的な立論は自ら豪族の内部に包攝せらるゝ貨殖行爲の本能的衝

漢代に於ける家と豪族 (字都宮)

動であることを示してゐる。

(四二) 漢書(卷七十二)鮑宣傳に彼は民に七亡ありとて

「陰陽不和水旱爲災。一亡也。縣官重責更賦租稅。二亡也。貧吏並公受取不已。三亡也。豪強大姓蠶食亡厭。四亡也。苛吏繇役失農桑時。五亡也。部落鼓鳴男女遮道。六亡也。盜賊劫略。取民材物七亡也。」と言つてゐる。

(四三) 後漢書(卷三十八)百官志に引かれた蔡質の漢儀に刺史

は六條の心得を以つて郡國を周行し政治を省察し、能否を黜陟し冤獄を斷理す可し、と詔を載せてゐる。その第一條に「強宗豪右田宅陰制。以強陵弱、以衆暴寡」をあげてゐる。

(四四) 後漢書(卷八十二)陳龜傳に

「陳龜」遷拜京兆尹。時三輔強豪之族多侵枉小民。龜到厲威嚴。悉平理其怨屈者。郡內大悅」とあり、又同書(卷七十六)陳寵傳に

「西州豪右并兼。吏多姦貪。訴訟日百數。寵到。顯用良吏王渙、鍾離等。以爲腹心。訟者日減。郡中清肅」とあり、又同書(百十二卷上)許楊傳に汝南太守鄧長が許楊を任用したことを記して

「署楊爲都水掾。使典其事。(汝南鴻郤陔之復舊)楊因高下形勢。起塘四百里。數年乃立。百姓得其便。累歲大稔。初豪右大姓因緣陔役。競欲辜較在所。楊一無聽。遂共譖楊受取賂賂。(太守鄧)長遂收楊下獄。云々。」とあり、かゝる例は一々擧ぐるの繁に堪えぬ。

(四五) (一)の註(五九)參看。

(四六ノ一) 漢書(卷三十三)田儼傳に

「田儼狄人也。故齊王田氏之族也。儼從弟榮。榮弟橫皆豪傑

宗彊。能得人」とあり、後田氏事敗れ田橫自殺するや、横

の客これに殉じたことを記して

「高帝以横之客皆賢者。吾聞其餘尙五百人在海中。使使召

至。聞横死。亦皆自殺。於是知田横兄弟能得士也。」とある。

(四六ノ二) (一)の註(一八)參看。

(四七) 三國志(卷十六)任峻傳に

「峻別收宗族及賓客家兵數百人。願從太祖。」とあり。

(四八) 後漢書(卷一〇一)朱儁傳に

「儁拜交趾刺史。令過本郡。簡募家兵及所調。合五千人。分

從兩道而入。云々。」とあり。李賢は家兵に注して「家兵童

僕之屬」と言つてゐる。この注の意味は餘り明瞭でない様に

思はれるがとにかく童僕は豪族には數多く使役されてゐた

のであるから、戰亂の如き非常時に兵士として動員される

ことは考へられ得ることであらう。

(四九) 加藤繁博士、支那と武士階級に(史學雜誌第五十編第

一號一頁一三)部曲に二種ありとされたが、予が指摘す

るものは先づその第二の種類である。

(五〇) 註(一一)の傍點の所特に味ふ可し。

(五一) 後漢書(卷六十三)鄭弘傳に引かれた謝承書に

「鄭弘曾祖父本齊國臨淄人。官至蜀郡屬國都尉。武帝時從

強宗大族。不得族居。將三子移居山陰。因遂家焉。」とあり。漢書には具體的の記録はない様であるけれども、此の謝承の傳ふる所によれば、斯かる命令もあつたらしいと思はれる。

(五二) 漢書(卷七十六)趙廣漢傳に

「潁川豪傑大姓相與爲婚姻。吏俗朋黨。廣漢患之。(中略)。

教吏爲緝捕。及得投書。削其主名。而託以爲豪傑大姓子弟

所言。其後強宗大族家家結爲仇讎。姦黨散落。風俗大改。

云々。」とあり。

(五三) 後漢書(卷四十八)吳漢傳に

「時潁縣五姓共逐守長。據城而友」とあり、李賢注して曰く

「五姓蓋當土疆宗豪右也」と。郷里に於ける豪族の軍事的同

盟とす可きであらう。

(五四) 後漢書(卷九十七)夏竦傳に

「夏竦字子治。陳留圉人也。少爲書生。言行質直。同縣高氏

蔡氏並皆富殖。那人畏而事之。唯顧比門不與交通。由是爲

豪姓所仇」とあり、高氏蔡氏は共に國の舊い大姓であつた。

高氏は三國志の高柔傳(卷二十四)に陳留圉人とあり、同傳

に引かれた陳留耆舊傳によると、柔の父靖の高祖父固は王

莽の世に淮陽太守となり、その子愷の世には

「草屋蓬戶。堯旨無儲」と言ふ貧家であつたらしい。愷の子式

の時に蝗虫獨り式の麥のみを食しなかつた、と言ふので表

章された。高氏の内柔の家系は或は斯くの如く貧しかつた

かも知れぬが、高氏の宗族の中には富殖の家があつたので

あらう。それが豪族なるものの普通の姿態なのであつた。

二九〇頁參看) 柔は後家族を率いて袁紹に従つた。又蔡氏は有名な蔡邕の屬する大族である。後漢書(卷九十下)蔡邕傳に「蔡邕字伯喈陳留圉人也。六世祖勳好黃老。平帝時爲郎令。云々。」とあり、舊い大姓であつた。蔡邕は

「與叔父從弟同居。三世不分財。鄉黨高其義」とあるが家が富殖でなければ三世同居は易く出来ることでないのは家の發生に關聯して已に述べた所によつても理會出来る。(本稿二六九頁參看) 陳留の蔡氏は唐代の姓氏書にも名族として載つてゐたらしい。太平寰宇記(卷一)開封府の項に陳留郡五姓防謝何虞蔡があげられてゐる。寰宇記の據つた姓氏書は恐らく敦煌から出た唐代氏族書の様なもので、曾つて支那の向達氏が貞觀氏族志殘卷として紹介したもの等であつたらう。向氏の紹介してゐるものには陳留郡四姓元謝衛虞となつてゐて大分異つてをり、蔡氏は見えない。(國立北平圖書館々刊第六卷第六號參看) 然し寰宇記の引用したものは記載されてゐたらしい所を見ると唐代も陳留の蔡氏は名族として見られてゐたと考へてよい様である。高蔡等の郡の大姓に壓迫された夏馥は恐らく餘り大きな姓の人ではなく、或は單家等と言はる可き人であつたかも知れぬ。單家が六姓の爲めに郡中で壓迫を蒙る話は三國志(卷十三、王朗傳)の裴註に薛夏の傳が引かれてゐるが、それに遺憾なく示されてゐる。曰く

「薛夏字宜磜天水人也。博學有才。天水有姜闞任趙四姓。常推於郡中。而夏爲單家。不爲屈降。四姓欲共治之。云々。」と。

(五五) 漢書(卷七十六)趙廣漢傳に

「(廣漢)遷潁川太守。郡大姓原楮宗族橫恣。賓客犯爲盜賊。前二千石莫能禽制。廣漢既至數月。誅原楮首惡。郡中震栗。」とあり。

(五六) 漢書(卷九十二)游侠傳中劇孟傳に

「是時濟南閻氏陳周周亦以豪閥」とあり。

(五七) 漢書酷吏傳(卷九十)中邳都傳に

「濟南閻氏宗人三百餘家。豪猾二千石莫能制。於是景帝拜都爲濟南守。至則誅閻氏首惡。餘皆股栗。」とあり。

(五八) 史記酷吏傳(卷百二十一)中邳都傳には誅の字が「族滅」となつてゐる。

(五九) (一)の註(六〇)參看。

(六〇) 後漢書(卷六十二)樊宏傳に

「樊宏字靡軻。南陽湖陽人也。(中略)爲鄉里著姓。父重字君雲。世善農稼。好貨殖。重性溫厚有法度。三世共財。子孫朝夕禮敬。常若公家。共管理產業。物無所棄。課役童隸。各得其宜。故能上下戮力。財利歲倍。(中略)費至巨萬。而賑贖宗族。恩加鄉閭。(中略)更始立。欲以宏爲將。宏叩頭辭曰。書生不習兵事。竟得免歸。與宗家親屬。作營廩自守。老弱歸之者千餘家。云々」とある。

(六一) 後漢書(卷五十一) 耿純傳に

「耿純字伯山。鉅鹿宋子人也。(中略) 純與從昆弟訴宿種。

共率宗族賓客二千餘人。老病者皆載木自隨。(中略) 是時

郡國多降邯鄲者。純恐宗家懷異心。廼使訴宿歸。燒其廬舍。

世祖問純故。對曰。(中略) 純雖舉族歸命。老弱在行。猶宗人

賓客半有不同心者。故燔燒屋室。絕其反顧之望。世祖歎息。」

とある。

(六二) 史記(卷一百七) 灌夫傳に

「諸所與交通。無非豪傑大猾。家累數千萬。食客日數十百人。

陂池田園。宗族賓客爲權利。橫潁川。潁川兒乃歌之曰潁水

清灌氏寧。潁水濁灌氏族。(中略) (後丞相田蚡) 遂按其前

事。遣吏分曹逐捕諸灌氏支屬。皆得棄市罪。魏其侯大媿。

爲資。使賓客請。莫能解。武安(田蚡) 吏皆爲耳目。諸灌氏

皆亡匿。(中略) 悉論灌夫及家屬」とあり、「悉論灌夫及家屬」

は「族」滅の罪を課せられたことである。本傳に精し。

(六三) 註(五四)の末に引いた天水郡の四姓の條參看。

(六四) 後漢書(卷三十三) 郡國志五益州條下の漢陽郡の項の注

に

「武帝置爲天水。永平十七年更名」とあり。

(六五) 後漢書(卷八十一) 龐參傳に

「參爲漢陽太守。郡人任業者有奇節。陸居教授。參到先候之。

棠不與言。但以薤一大本。水一盃。置戶屏前。自抱孫兒。

伏於戶下。主簿白以爲僞。參思其微意。良久曰。棠是欲曉

太守也。水者欲吾清也。拔大本薤者。欲吾擊強宗也。抱兒

當戶。欲吾開門恤孤也。於是歎息而還。參在職。果能抑強

助弱。以惠政得民。」とあり。

(六六) 許慎、説文、韭部。に

「韭菜也。一種而久(chn) 生者也。故謂之韭(chn) 象

形。在一之上。一地也。(中略) 凡韭之屬皆从韭。」とあり、

又薤菜也。似韭从韭聲とあり、段註に「俗作薤」とあり、

薤の本字は薤である。商務院書館發行の植物學大辭典に依

ると韭(Allium Odorum L.) の日本名はニラであり、薤

(Allium Bakeri Rsl.) はラッキョウである。何れも百合

科葱屬の植物で地下の鱗莖から叢生する。

(六七) 註(五四)の末に引いた天水郡四姓の文參看。

(六八) 簡單には曾て予が論じたことがある。即ち東方學報京

都第九冊書評三七〇頁參看。

(六九) 三輔の地は前にも言つた様に高祖の時に齊田、楚昭屈

景懷の大族が遷されてその族が長く有力であつた許りでな

く、その後も屢々諸郡の豪族が遷されてある。(漢書地理志

下) 又後漢時代には

「三輔強豪之族多侵枉小民(後漢書八十一陳龜傳) の状態が

あり、太平寰宇記(卷二十五) 雍州の風俗の項に

「漢朝京輔稱難理」と言はれてある様に漢代三輔の長官は概

ね嚴猛を以つて聞する人か循吏の稱ある特別の人でないとい

務まらなかつた。天水郡には姜闞任趙の四姓が土着し(三

國志卷十三、王朝傳裴註) この内趙氏は上邽の豪族であつた。上邽は前漢には隴西の屬縣であり、(漢書、地理志下) 有名な趙充國を出した姓氏である。(漢書卷六十九傳) 蜀郡も富裕なる豪族が多く、貨殖傳の治鑄を以つて富を築いた卓氏程氏が漢初では有名であつたが成帝哀帝時代には衰へてゐる。此の兩氏の衰亡は鹽鐵が專賣となつたことと關係があるであらう。後漢時代にも

「蜀地肥饒。人吏富實。掾史家貨。多至千萬。皆鮮車怒馬。以財貨自達。」(第五) 倫悉簡其豐贍者。遣還之。更選孤貧志行之人。以處曹任。於是爭賂抑絕。(後漢書卷七十一第五倫傳) と言はれてゐるから豪族跋扈の地たることたしかであると思はれる。華陽國志(卷三) 蜀志の成都縣の項に柳杜張趙郭楊の諸氏が大姓として擧げられてゐるが、張氏には後漢代に學者張翊(卷六十六) が出て楊氏には楊終(卷七十八) 楊由(卷一百二十二) 等あり、趙氏には趙典(卷五十七) があり、恐らくこれら大姓の中のどの家かの祖であつたらうと思はれる。太原・上黨等の地は漢書地理志(下) に所謂趙地の分野に屬する所で

「多晉公族子孫。以詐力相傾。矜夸功名。報仇過直。嫁取。送死奢靡。漢興。號難治。常擇嚴猛之將。或任殺伐爲威。父兄被誅。子弟怨憤。至皆訐刺史二千石。或報殺其親屬」と言はれてゐる。極めて古い土着豪族のみた地方である。河内潁川も亦有名な豪右の跋扈する所でこれは已に指摘した

漢代に於ける家と豪族 (宇都宮)

通りである。(註六參看)。南陽が豪族の極めて多い地であつたことは後漢の光武帝が義兵を起した當時これを支持して蹶起した馮鮑、樊宏、李通、鄧晨、來歙、陰識、劉隆等と言ふものが皆此の地方の大族であつた事からも推測せられる。漢書(卷二十八下) 地理志下には

「潁川南陽本夏禹之國。(中略) 秦既滅韓。徙天下不軌之民於南陽。其俗夸奢。上氣力。好南賈漁獵。賊匿難制御也。云々。」とあり難治の地であつたが故に酷吏循吏にして特に此の地を良く治めて名を擧げた人が多い。義縱(卷九十) は豪族撲撃で名を擧げた南陽太守である。召信臣(漢書卷八十九) は循吏として有名な太守である。又陳威(漢書卷六十六) が南陽太守となるや

「以殺伐立威。豪猾吏及大姓犯法。輒論讞府。云々。」と言ふ深刻な政策を採つた。後漢時代に於いても

「潁川弘農可問。河南南陽不可問」と言ふ句が大問題となつたことがある。これは河南には重臣多く占據し、南陽には宗室と姻戚關係等になる豪族が多くて田宅制を驗ゆれど官吏の力では制壓しかねることを言つたものである。(後漢書卷五十二劉隆傳) 清河、趙、魏の地は後漢代冀州に屬してゐた。(後漢書卷三十郡國志) が李章傳(後漢書卷一百七) には漢末後漢初の此の地方の有様を

「光武即位。章拜陽平令。時趙魏豪右往往屯聚。清河大姓趙綱遂於縣界。起塢壁繕甲兵。爲在所害。」と言つてあり。安帝の

第二十四卷 第二號

五五

頃左雄(後漢書卷九十一)が冀州刺史なつた時代も猶ほ

二分) 参看。

「州部多豪族。好請託。雄常閉門。不與交通」と言はれてゐ

(七一) 註(一一)漢書(卷四十三)婁敬傳所引師古注参看。

る。太山郡も亦豪族の跋扈する所として范康傳(後漢書卷

(七二) 楊聯陞氏、東漢的豪族(清華學報第十一卷第四期、一

九十七)に

〇二一—一〇三頁)参看。

「遷太山太守。郡内豪姓多不法。康至奮威怒施嚴令。莫有干

(七三) 東洋史研究第四卷一七六頁所載楊氏書翰参看。

犯者。先所請奪人田宅。皆遷還之。」と記されてゐる。

(七四) 拙稿「岡崎博士著南北朝に於ける社會經濟制度」を讀

(七〇) 岡崎文夫博士、江淮運河小記(南北朝に於ける社會經

む。東洋史研究第一卷二五六頁下段参看。

濟制度上編第一章)

(七五) 東方學報京都第九册書評欄三六四—三六五頁参看。

勞幹、兩漢戶籍與地理之關係(歷史語言研究所集刊第五本第

(昭和十四年三月七日稿)

附記

兩漢の史料に頻りに出てくる大姓といふことばは、恐らくすでに華陽國志で用ひられてゐる様な一定の特殊意味を持つてゐたことであらう。このことを本文に精しく書く可きであつたが、或る都合で書けなくなつたから此處に附記しておく。